

日本 MOT 学会による査読論文 (2011-1)

近年の特許侵害訴訟の最終処分に対する技術的範囲の広さの影響

The effect on the extent of technical scope
to the result of the latest infringement suit

安彦 元
Gen Abiko

要 旨

近年の侵害訴訟の最終処分に対する格成分数平均を技術分野毎に調査したところ、全分野において、格成分数（技術的範囲の広狭）が大きい場合には、敗訴（逸脱）になる可能性が高く、格成分数が小さい場合には、勝訴又は敗訴（無効）になることが示されていたが、その影響の大小は、技術分野間において異なる。

ABSTRACT

The purpose of this study is to investigate the effect on the extent of technical scope to the result of the latest infringement suit. I focused on quantitative parameter which is the number of noun phrase in grammatical case. I examined infringement suit the latest 5 years. The result clearly show that the larger the number of noun phrase, the lower a percentage of wins of infringement suit, and the larger the number of noun phrase, the higher a percentage of no infringement. But there is a considerable disparity about relative size of the effect on the extent of technical scope in technical field.

キーワード：特許侵害訴訟、技術的範囲、格成分数、定量化、最終処分

1 背景と目的

2005年4月に特許法第104条の3が施行され、特許が特許無効審判等により無効とされるべきものと認められるときは相手方に対しその権利を行使することができない旨規定されることになった。このため、侵害訴訟を提起する特許権者は、特許権の技術的範囲に対する対象技術の属否に加え、侵害訴訟において特許法第104条の3による無効リスクを考慮しなければならなくなってきている。即ち、近年の侵害訴訟では、判決による終了となる場合に、“勝訴”と、侵害被疑製品が特許発明の技術的範囲から逸脱することによる敗訴（以下、“敗訴（逸脱）”という）に加え、特許法104条の3による敗訴（以下、“敗訴（無効）”という）のリスクも考えていく必要がある。

図1（A）は、“敗訴（逸脱）”の事象を技術的範囲の広狭の点から説明するためのモデル図であり、図1

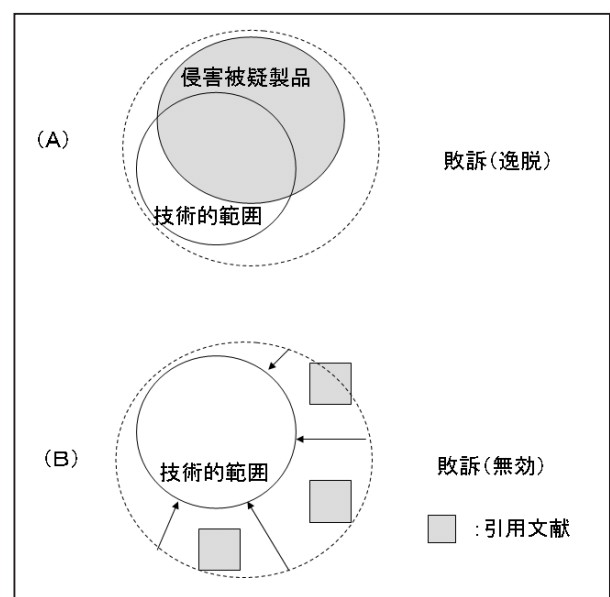


図1 特許侵害訴訟の各最終処分を技術的範囲の広狭の点から説明するためのモデル図

(B)は、“敗訴(無効)の事象を技術的範囲の広狭の点から説明するためのモデル図である。

図1(A)は、実線で示された狭い技術的範囲では侵害被疑製品を包含することができなかった場合を示している。仮に技術的範囲が点線で示される広い範囲のものであれば、この侵害被疑製品を包含することができる。即ち、侵害被疑製品を包含できるか否かは、技術的範囲の広狭により大きく影響を受けるものと考えられる。

また図1(B)は、点線で示される広さからなる技術的範囲となるように特許請求の範囲を設定して権利化された場合、無効審判時において色付四角形で示される引用文献が存在していることが事後的に発覚したために、係る点線で示される広さからなる技術的範囲では新規性、進歩性欠如で敗訴(無効)となってしまう例である。ちなみに無効理由は、新規性、進歩性欠如以外にも存在するが、最も多い無効理由が新規性、進歩性欠如であることから、これに焦点を当てている。

但し、この技術的範囲を実線で示される範囲まで限定して特許権を取得した場合、或いは訂正により減縮した場合には、色付四角形で示される引用文献が存在した場合においても無効にはならない。即ち、進歩性欠如等で無効になる場合は、技術的範囲の広狭により大きく影響を受けるものと考えられる。

このように、侵害訴訟においては、勝訴又は敗訴原因(敗訴(無効) or 敗訴(逸脱))が特許発明の技術的範囲の広狭という1つのパラメータによって大きく支配されるものと理解されている。即ち、特許発明の技術的範囲が広ければその分において侵害被疑製品を包含することができる可能性が高くなる一方で引用文献に抵触する可能性が高くなり、敗訴(無効)になる可能性が高くなる。これに対して、特許発明の技術的範囲が狭くなればその分において侵害被疑製品を包含することができる可能性が低くなり敗訴(逸脱)の確率が高まる一方で、引用文献に抵触する可能性も低くなり、敗訴(無効)になる可能性も低くなる。

しかしながら、上述した図1(A)、(B)に示されるモデルに基づいて勝訴又は敗訴原因(敗訴(無効) or 敗訴(逸脱))が特許発明の技術的範囲の広狭によって本当に支配されるか否か、またそれによる影響の大小については、今まで特に実例分析を通じた定量的な検証が行われているわけではなかった。このため、特許権者が自らの特許権に基づいて特許権侵害訴訟を提起する上で、技術的範囲の広狭の面から敗訴(無効)又は敗訴(逸脱)による敗訴リスクを、事前に検討し、また事前に予測することが不可能であった。

このため、技術的範囲の広狭を1つのパラメータとして捉えた場合に、侵害訴訟の最終処分が、係るパラメータによりいかなる影響を受けるかを検証する必要があった。

なお、特許発明の技術的範囲の広狭をパラメータとした各種検証を行う場合には、特に技術分野毎に分けて考えることが重要である。特許発明の技術的範囲の広狭は、格成分数に置き換えて考えることができることは、安彦らにより検証されて既に周知だが[1]、特許にする上で必要となる特許化格成分数の平均は技術分野間で大きく相違する点が、文献[2]に示されている。また、実際に各技術分野それぞれの持つ技術の特質やその進歩の度合、請求項の記載の仕方やその解釈の仕方は、技術分野間において異なるものであり、その技術的範囲の広狭という1つのパラメータにより影響を受ける度合も技術分野間において異なるものといえる。このため、技術的範囲の広狭をベースにして定量的な議論を進めるために、これら技術分野毎に分けて解析を行う必要がある。

このため、本研究では、侵害訴訟の無効リスクが大きくなった特許法第104条の3の施行後の2005年4月以降に焦点を当て、侵害訴訟の最終処分{勝訴 or 敗訴(無効) or 敗訴(逸脱)}が技術的範囲の広狭により受ける影響を技術分野毎に定量的に比較し考察することを目的とする。

なお、上述した本研究の目的に関連する従来の研究を、以下に示す。

まず侵害訴訟における無効リスクに着目した従来の研究としては、特許無効理由として最も多い進歩性に焦点を当てて無効リスクの定量化を試みた研究が従来において行われている[3]。

また、特許無効リスクが存在する下で、企業はどのように特許権を活用することが合理的であるかを、モデルを構築して考察した研究も従来において行われている[4]。また文献[5]では、特許権の不安定性・不確定性に起因するリスク低減政策にも言及している。

しかしながら、上述した各研究は、特許侵害訴訟における敗訴(無効)、敗訴(逸脱)を含む敗訴リスクを、特許発明の技術的範囲の広狭との関係について論じられたものではない。

また、技術的範囲の広狭と進歩性欠如の拒絶理由(無効理由)との関係についての研究としては、特許請求の範囲の限定度合を高くすることで技術的範囲をより狭く設定することにより、進歩性が出やすくなる点を格成分数という定量的指標を用いて明らかにした研究が従来において行われている[6]。

しかしながら、かかる研究では、出願から権利化までの権利形成過程における特許率に着目したものであ

り、本研究の如く侵害訴訟における敗訴（逸脱）、敗訴（無効）、勝訴といった事象に着目したものではないため、研究の対象そのものが本研究とは異なる。

また、文献 [7]、[8] は、本研究の如く侵害訴訟における勝訴、敗訴にターゲットを当て、これに影響を及ぼすパラメータを厳選したものであるが、敗訴（逸脱）、敗訴（無効）、勝訴の3事象に着目したものではない。

従って、上述した目的からなる本研究は、何ら従来において行われているものではなく、新規なものであるといえる。

2 本研究のアプローチ方法

本研究では、パラメータとしての技術的範囲の広狭は、格成分数を用いて表示する。格成分数は、技術的範囲の広狭と相関性が最も高い定量的指標として、安彦らにより提案されたものである [1]。この格成分数は、特許請求の範囲に定義されている動詞に係り受けする名詞（名詞句を含む）のうち、動詞による命題を実現するための動作開始条件となり得る要素をカウントして数値化するものである。

格成分は、その文の意図する命題実現のため動詞により要求された名詞句である。格成分における格とは、動詞が自らの帯びている語彙的意味の類的なあり方に応じて、文の形成に必要な名詞又は名詞句の組み合わせを選択的に要求する働きであり、いわゆる格支配という。この格成分数の理論的根拠となる格文法は、チャールズ・フィルモアという言語学者により提唱された文法理論であって単文が、実体を表す深層格（対象・場所・道具・始点・終点・時間等）とこれらと結びついた一つの動詞からなるものとして文を分析する理論である [9]。そして、動詞により文の深層格として要求された名詞（句）が、動詞による命題実現を補足する上で必要な格成分ということが出来る [10]。

例えば「被写体の画像を撮像する撮像手段と、上記撮像された画像を記憶する記憶手段と」は、各構成要素を主語にしたとき、下記のように書き直すことができる。

- 撮像手段は、被写体の画像を、撮像する。
（主語 [撮像手段]：対象 [被写体の画像] → 動詞 [撮像する]）
- 記憶手段は、上記撮像された画像を、記憶する。
（主語 [記憶手段]：対象 [撮像された画像] → 動詞 [記憶する]）

このようにして、特許請求の範囲の記載は、構成要素毎に、これに係り受けする動詞句と1セットで単文を作ることができる。一般に単文は、中心的要素としての動詞と、1個以上の名詞（句）から構成される格

支配構造で構成され、それぞれの名詞（句）は、動詞との間で上述の如き役割（例えば、対象、目標、始点等）を果たすことで、かかる単文の背後にある命題を実現する関係にある。これらの関係は、「意味的に適切な構文的関係」であり、格に相当する [11]。

上述した例文では、それぞれ「(対象) 被写体の画像」「(対象) 撮像された画像」が、動詞の動作を実現・完成させるために要求されて、ともに格支配になっていることから格成分となる。

格成分数とは、その請求項において定義されている発明を構成する全ての構成要素についての格成分の数の合計である。各構成要素が命題実現のために必要とされる格成分数を、一請求項分カウントすれば、その請求項において定義されている発明の技術的範囲の広さの相関値を得ることが可能となる。

例えば図2に示すように、“A手段”、“B手段”、“C手段”、“D手段”からなる構成要素を備える〇〇装置が定義されていた場合、各構成要素は、それぞれの格成分で規定された条件を満たすことで自ら命題が達成され、後工程の構成要素、その前工程の構成要素で達成された命題に基づく成果物を利用して、自らの命題を実現していく。そして、その命題の実現によって得られた成果物は、更に次の後工程の構成要素の命題実現のために使用されることになる。

発明は、それぞれの構成要素の命題実現の結果得られた成果物を互いに使いあって、その発明の意図する作用効果を奏する。また、それぞれの構成要素が自らの命題を実現するために必要な条件が格成分に相当する。そして、この動詞による命題実現のための条件数（例えば、対象、時期、始点、材料、付帯状況、媒介等）が増加するほど、実際に動作が開始されるまでに条件を満たすか否かの判断のステップ数が増加することに

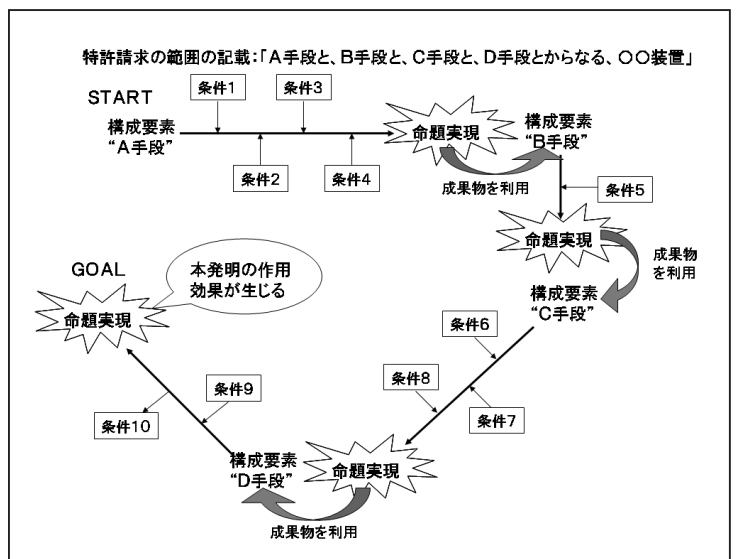


図2 各構成要素に付加される格成分

なる。この条件の判断ステップ数が増加するに従い、換言すれば図2に示す条件を規定する格成分（四角い“条件～”と記載されているマスの数）が増加するに従い、その動詞句が係り受けする構成要素に該当する可能性が低くなることを意味しており、その可能性の低下した分、技術的範囲が狭まることを示している。

逆に、格成分数が少ない場合には、動詞による動作開始のための条件数が減少し、その動詞句が係り受けする構成要素に該当する可能性が高くなることを意味しており、その分において技術的範囲が広がることを示している。

このように格成分数（条件数）が、動詞による動作開始可能性、ひいては命題実現の可能性を支配し、これが技術的範囲の広狭に影響を及ぼすものであるから、特許請求の範囲の数値化方法の最小抽出単位を格成分として、この動詞に係り受けする格成分数をカウントすることにより、技術的範囲の広さに応じた数値化を実現することができるものと考えられる。そして、上述した命題実現の可能性を支配する格成分数を、一請求項分カウントすれば、その請求項において定義されている発明の技術的範囲の広さを数値化することができる。

3 実例分析

本研究の仮説を検証するべく、上述したアプローチ方法に基づいて実例分析を行った。実際の調査は、裁判所ホームページの知的財産裁判例集において、判例検索システムを活用し、権利種別“特許権”、訴訟類型“民事訴訟”の条件の下で、裁判年月日が2005年7月1日～2010年6月30日の5年間に判決が確定したもので、特許権侵害差止等請求事件、特許権侵害損害賠償請求事件の地裁判決を抽出した。上述した裁判年月日とした理由は、あくまで本研究の目的が、特許法第104条の3が施行された後の無効リスクに着目したものであるところ、その特許法第104条の3が施行された後の期間に限定したものである。ちなみに、知財高裁判決は、調査対象から除外した。その理由として、知財高裁判決を含めると、上級審の判断と地裁の判断結果が分析対象中に混在してしまうことになるためである。

また数値限定により技術的範囲の広狭が左右されやすい化学、材料、生物等の分野の判決例は調査対象から除外することとし、あくまでステップ数や動作数、条件数により技術的範囲の広狭が主に支配されと考えられる電気、機械分野を調査対象の中心に据えた。具体的にはIPC（国際特許分類）におけるA分野（生活必需品）、B分野（処理操作；運輸）、E分野（固定構造物）、F分野（機械工学）、G分野（物理学）、H分野（電気）の6分野を調査対象としてスクリーニン

グし、それ以外の分野の地裁判決は調査対象からは除外している。

次に、このような条件の下でスクリーニングした各地裁判決例について、その内容を精査し、侵害被疑製品（イ号物件）に対して実際に直接侵害である旨を主張している本件特許発明の特許請求の範囲を特定する。そして、この特定した特許請求の範囲の記載に対して、格成分数をカウントすることにより、その技術的範囲の数値化を行う。この数値化は、上述したカウント方法に則って、筆者による手作業で行った。

さらに、判決文における「当裁判所の判断」の欄を精査し、侵害被疑製品が特許発明の技術的範囲に含まれているか否かの見解を読み取り、侵害被疑製品が技術的範囲内に含まれているか否かを判断することにした。また、これに加えて、「当裁判所の判断」の欄を精査し、更に特許の有効性の判断がなされているか、即ち特許に無効理由の有無について見解が示されているかを確認した。仮に特許に無効理由が存在する旨の見解が示されていた場合には、特許法104条の3の規定により原告は敗訴になる。

これに対して、侵害被疑製品が技術的範囲に含まれ、かつ特許に無効理由が無い場合に限り、原告が勝訴となる。

なお、裁判例によっては、先使用の抗弁をはじめ被告側により各種抗弁がなされているものもあるが、これらの各種抗弁については特に分析対象として考慮しない。

また、上述した地裁判決例は、一つの判決例の中に複数の特許権についての判断がそれぞれなされている場合もある。かかる場合にはかかる複数の特許権についての判断をそれぞれ個別に独立した事件としてカウントするものとして取り扱う。

4 調査結果

上述した分析対象の件数の分野別の内訳を表1に示す。この表1では、勝訴、敗訴（無効）、敗訴（逸脱）に大きく分類している。このうち、敗訴（逸脱）については、技術的範囲からの逸脱のみであって無効理由を有する旨の判断がなされていない場合（逸脱のみで敗訴）と、技術的範囲からの逸脱並びに無効理由の存在の双方の事由で敗訴となった場合（双方の事由で敗訴）にその内訳を分類することができる。敗訴（無効）は、この（双方の事由で敗訴）を含めず、無効のみからなる。更に、この内訳においては、上述した分類以外に、無効と判断された件数、無効と判断されなかった件数も記載している。この無効と判断された件数とは、{敗訴（無効）+双方の事由}、で表されるものであり、裁判所において無効と判断されたことがある全ての案件を示している。これに対して、無効と判断さ

表 1 分析対象の件数の分野別内訳

技術分野	A	B	E	F	G	H
全件数	35	44	29	18	55	51
勝訴	7	9	8	3	17	5
敗訴 (無効)	6	19	1	3	16	19
敗訴 (逸脱)	22	16	20	12	22	27

内訳

(逸脱のみ)	17	14	19	12	18	25
(双方の事由)	5	2	1	0	4	2
(無効と判断)	11	21	2	3	20	22
(無効と判断されず)	24	23	27	15	35	29

表 2 各技術分野の格成分数の平均

技術分野	A	B	E	F	G	H
勝訴	14.14	15.22	17.00	11.67	14.24	18.60
敗訴 (無効)	13.67	18.21	11.00	15.67	16.88	12.58
敗訴 (逸脱)	16.36	20.44	15.75	17.00	22.45	21.07
無効と判断	14.55	17.67	10.00	15.67	16.70	13.24
無効と判断されず	15.88	19.09	16.37	15.93	19.20	20.77
全平均	15.46	18.41	15.93	15.89	18.29	17.67

の平均も示している。図 3 にはこれら技術分野毎の最終処分 { 勝訴、敗訴 (無効)、敗訴 (逸脱) } 毎の格成分数の平均値のグラフを示す。

表 2、図 3 から示される傾向として、以下の 1)、2) が示されている。

- 1) 殆どの分野において勝訴の格成分数平均は、敗訴 (逸脱) の格成分数平均以下である (E 分野を除く)。
- 2) 全ての分野において敗訴 (無効) の格成分数平均は、敗訴 (逸脱) の格成分数平均以下である。

他には、勝訴と敗訴 (無効) との間では、何れの格成分数平均が大きいかは分野によってそれぞれ異なる傾向を見せていた。但し、正直なところ、勝訴と敗訴 (無効) との間では、格成分数平均の大小関係につき明確な傾向は表れていなかった。

5 考察

先ず 1) については、格成分数の大小関係のみに着目した場合には、一部の分野を除き、格成分数が大きい場合には、敗訴 (逸脱) になる可能性が高く、格成分数が小さい場合には、“勝訴” になる可能性が高いことが示されていた。即ち、図 1 (A) に示されるモデル図のように狭い技術的範囲では侵害被疑製品を包含する可能性が低くなり、広い技術的範囲では侵害被疑製品を包含する可能性が高くなることを示されている。

ちなみに、敗訴 (無効) については、侵害被疑製品が技術的範囲に入っているか否かの判断は行っていないため、敢えて“勝訴”と敗訴 (逸脱) の格成分数の平均を比較することで上述した検証を行っている。

また 2) については、格成分数の大小関係のみに着目した場合には、格成分数が大きい場合には、敗訴 (逸脱) になる可能性が高く、格成分数が小さい場合には、敗訴 (無効) になる可能性が高いことが示されていた。即ち、図 1 (B) に示されるモデル図のように狭い技術的範囲では引用文献との差別化を図ることができる可能性が高くなって進歩性欠如の無効理由の発生確率が低減でき、広い技術的範囲では引用文献との差別化を図ることができず、進歩性欠如の無効理由の発生確率が高くなることを示されている。これは、表 2 において、無効と判断されたものの平均が、無効と判断されなかったものの平均を何れも下回っていることから、その裏付けが取れているといえる。

以上まとめると、あまりに格成分数が低く技術的範囲が広い特許権に基づいて侵害訴訟を起した場合、その訴訟において特許の有効性が争われた場合、特許法 104 条の 3 による権利行使制限の抗弁が認められて敗訴 (無効) になる確率が高くなるとともに、勝訴になる可能性が高くなることを、上述した傾向に

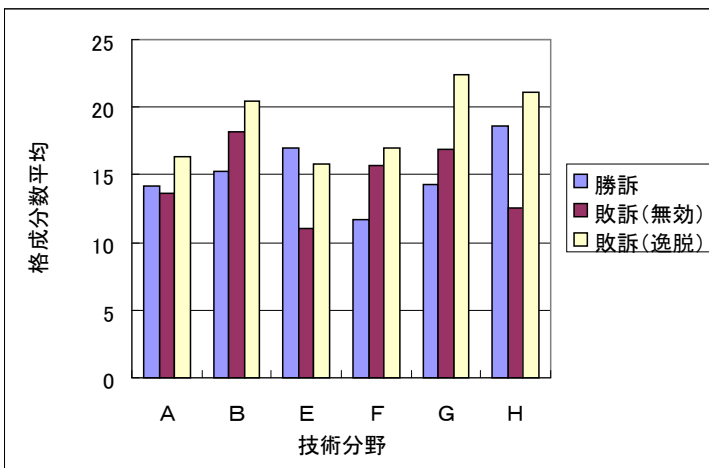


図 3 各技術分野における格成分数平均のグラフ

れなかった件数とは、{ 勝訴 + 逸脱のみで敗訴 }、で表されるものであり、侵害訴訟において無効である旨の判断がなされなかった案件の数を示している。

表 2 に各技術分野の勝訴、敗訴 (無効)、敗訴 (逸脱) について、それぞれ格成分数の平均値を示す。ちなみに、この表 2 には、これら最終処分の全平均、無効と判断されたものの平均、無効と判断されなかったもの

において定量的に示されていた。ちなみに侵害訴訟において特許の有効性が争われない場合もあり、また侵害訴訟以外のライセンス契約時等といった特許の有効性が争われない場面では、広い権利であるほど好ましい。逆に特許の有効性が争われる場面では、ハイリスクハイリターンになることを考慮しなければならないことを上述の結果は意味している。

また、逆に格成分数が増加して技術的範囲が狭くなるにつれて、かかる無効になる確率は低くなるが、逆にその狭い技術的範囲であるがゆえに侵害被疑製品を包含することができず、敗訴（逸脱）になることが、上述した傾向において定量的に示されていた。

但し、確かに侵害訴訟において無効リスクを下げるためには、単純に格成分数を大きくすればよいが、無効リスクを下げることに終始して格成分数を大きくする戦略が果たしてベターであるか否かという問題もある。事実、格成分数を大きくすれば、敗訴（無効）になる確率を減らせる一方で、勝訴率そのものが低下してしまう。そして敗訴（逸脱）の確率が高くなってしまふ。

勝訴率を低下させないようにし、敗訴（逸脱）になるのを防ぐためには、従来と同様に格成分数を低くし、広い技術的範囲の権利形成を目指すのがベターであることは変わらない。但し、その低格成分数の広い技術的範囲の特許権による権利行使は、特許法第104条の3が施行された現在では、侵害訴訟において無効リスクが高くなることは十分に意識せざるを得ないといえるであろう。以上の傾向は、従来のような定性的な予測ではなく、あくまで格成分数という定量的指標を介して定量的な傾向として示されたものである。

なお、敗訴の場合には、敗訴（無効）と敗訴（逸脱）の何れの抗弁も成立する場合において、裁判所は何れか一方の争点のみを選択して判断する場合もある。かかる場合において、裁判所は通常、敗訴のロジックの組み立てが容易でかつ明確な方の争点を選択する可能性が高いことが考えられる。即ち、本研究では、技術的範囲の広狭に応じて敗訴（無効）、敗訴（逸脱）の何れかを優先して判断するが、その優先の傾向は、上述した1)、2)と同様であるものと仮定している。

次に、侵害訴訟の最終処分{勝訴 or 敗訴（無効） or 敗訴（逸脱）}に対する、格成分数（技術的範囲の広狭）という1つのパラメータによる影響の大小について考察する。

表3は、勝訴の格成分数平均を①、敗訴（逸脱）の格成分数平均を③とした場合における比率（③／①）を技術分野毎に算出した結果を示している。この比率（③／①）が1に近づくか否かで、技術的範囲の広狭が及ぼす勝訴又は敗訴（逸脱）の影響を計ることが可

能となる。

特にF、G分野において③／①が特に大きくなっている。これは勝訴と敗訴（逸脱）とが、格成分数の大小により大きく影響を受けることを意味している。これは侵害被疑製品が、特許発明の技術的範囲に包含されるか否かが、その技術的範囲の広狭により大きく支配されたことを意味している。

また、B分野は、③／①が1.34とやや大きく、侵害被疑製品に対する技術的範囲の属否が、その格成分数（技術的範囲の広狭）によりある程度影響を受けることが示されている。

これに対して、A、E、Hの分野は、③／①が1に近いので、侵害被疑製品に対する技術的範囲の属否が、その格成分数（技術的範囲の広狭）によりあまり影響を受けないことが示されている。

このように、③／①の比率から分かることは、侵害被疑製品が特許発明の技術的範囲に包含可能性が技術的範囲の広狭による影響の大小は、技術分野によって異なるということである。

表4は、敗訴（無効）の格成分数平均を②、敗訴（逸脱）の格成分数平均を③とした場合における比率（③／②）を技術分野毎に算出した結果を示している。この比率（③／②）が1に近づくか否かで、技術的範囲の広狭が及ぼす敗訴（無効）又は敗訴（逸脱）の影響を計ることが可能となる。

特にE、G、H分野において③／②が特に大きくなっており、Aがそれに続く傾向となっており、敗訴（無効）又は敗訴（逸脱）が、格成分数（技術的範囲の広狭）による影響を受けることが示されていた。但し、E分野は、敗訴（無効）が1件のみであったため、その傾向の信憑性については、更なる確認をする余地があることは否定できない。また、B、Fについては、③／②が1に近く、敗訴（無効）又は敗訴（逸脱）が、格成分数（技術的範囲の広狭）による影響があまり大きく影響しないことが示されていた。

また、1)、2)双方を通じて最終処分が格成分数（技術的範囲の広狭）による影響を受けるのは、G分野が特に顕著であることが分かった。

表3 技術分野毎の比率（③／①）

技術分野	A	B	E	F	G	H
③／①	1.16	1.34	0.93	1.46	1.58	1.13

表4 技術分野毎の比率（③／②）

技術分野	A	B	E	F	G	H
③／②	1.20	1.12	1.43	1.09	1.33	1.68

6 結論

本研究では、近年の侵害訴訟の最終処分 { 勝訴 or 敗訴 (無効) or 敗訴 (逸脱) } が技術的範囲の広狭により受ける影響を技術分野毎に定量的に比較し考察するため、実際の侵害訴訟における最終処分の各判決に着目して格成分数平均を技術分野毎に調査した。

その結果、格成分数が大きい場合には、敗訴 (逸脱) になる可能性が高く、格成分数が小さい場合には、勝訴又は敗訴 (無効) になる可能性が高いことが示されていた。即ち、狭い技術的範囲では侵害被疑製品を包含する可能性が低くなり、広い技術的範囲では侵害被疑製品を包含する可能性が高くなる一方で敗訴 (無効) となる可能性が高くなることが示されていた。

勝訴率を低下させないようにし、敗訴 (逸脱) で敗訴になるのを防ぐためには、格成分数を低くし、広い技術的範囲の権利形成を目指すのがベターであることは確かである。但し、その低格成分数の広い技術的範囲の特許権による権利行使は、侵害訴訟において無効リスクが高くなることは十分に意識せざるを得ないといえる結果が示されていた。即ち、格成分数 (技術的範囲の広狭) を介して、侵害訴訟における敗訴 (無効)、敗訴 (逸脱) の各リスクをあくまでリターン (勝訴) との関係において、技術分野間で定量的に把握することができた。

また侵害訴訟の最終処分 { 勝訴 or 敗訴 (無効) or 敗訴 (逸脱) } に対する、格成分数 (技術的範囲の広狭) という 1 つのパラメータによる影響の大小は、技術分野間において異なることが分かった。

(あびこ げん)

《参考文献》

- [1] 安彦元、田中義敏、中川秀敏、「技術的範囲の広さに対応した特許請求の範囲の数値化方法の提案」日本知財学会誌 Vol.5 No.1 pp67-80 (2008)。
- [2] 安彦元、「特許化可能な技術的範囲の広さに関する技術分野間の定量的差異の検証」技術と経済 5 月号 (日本 MOT 学会査読論文) .pp50-pp57(2010)。
- [3] 松田一弘「特許法 123 条・104 条の 3 の解釈運用等に関する一考察」パテント Vol.63,No.2 p59 (2010)。
- [4] 新山隆一「特許の無効性に影響を与える要因の分析」日本知財学会誌 Vol.5, No. 1, pp94-104, (2008)。
- [5] 新山隆一「特許権の不安定性・不確定性に起因するリスク低減政策の考察」日本知財学会誌 Vol.5, No.2, pp51-64 (2008)。
- [6] 安彦元、「総格成分数により規格化した技術的範囲に対する特許率の分析」日本感性工学会論文誌 vol.9 No.3 pp511-518 (2010)。
- [7] 安彦元、田中義敏「定量的指標を用いた特許請求の範囲の記載分析と樹形モデルによる考察」日本 MOT 学会, 技術と経済 489, pp35-40(2007)。
- [8] 安彦元、田中義敏、中川秀敏、「定量的指標を用いた特許請求の範囲の記載への意思決定最適化モデルの提案」日本感性工学会論文誌 vol.8 No.4 pp1161-1169 (2009)。
- [9] フィルモア . C 「格文法の原理—言語の意味と構造」(田中春美・船城道雄 訳) 三省堂 (1975)。
- [10] 益岡隆志、仁田義雄、郡司隆男、金水敏、言語の科学 5 文法、岩波書店、pp.21-39 (1997)。
- [11] Avron Barr, Edward A. Feigenbaum、人工知能ハンドブック 第 I 巻、共立出版 pp315-319(1983)。